

医業経営情報

NO. 34

今回のテーマ：平成17年度税制改正の内容

平成17年1月17日に平成17年度税制改正の要綱が閣議決定されました。本稿執筆時点には未だ国会審議中であり成立はしていませんが、近日中にほぼ要綱どおりに成立する見通しですので、今回は中小病院経営に関係すると思われる平成17年度税制改正の内容を紹介致します。

■中小病院経営に関係する平成17年度税制改正の主な内容

1. 経営者（医療法人又は個人事業主）に関するもの
 - ①人材投資促進税制の創設
2. 役員及び職員に関するもの
 - ①定率減税の引き下げ
 - ②給与支払報告書の提出範囲の拡大
 - ③国民年金に係る社会保険料控除について書類添付要件を追加

■人材投資促進税制についての説明

これは青色申告書を提出している個人及び法人を対象としたもので、教育訓練費の増加額に対して税額控除を認めるという制度です。

税額控除の金額は下記のいずれか多い金額となります。(ただし当期の税額の10%を限度とします)

- ①原則
今年度の教育訓練費が、直前2年以内の教育訓練費の平均額を越えるときは、その越える部分の金額の25%
- ②中小企業者等の特例（その1）
教育訓練費増加割合が40%以上の場合は、当期の教育訓練費の20%
- ③中小企業者等の特例（その2）
教育訓練費増加割合が40%未満の場合は、当期の教育訓練費増加割合の50%

※1 中小企業者等に対する特例は資本金1億円以下の法人に適用されます。

※2 教育訓練費増加割合は下記の計算式で算出した割合をいいます。

$$\frac{\text{当期の教育訓練費} - \text{直前2年以内の教育訓練費の平均額}}{\text{直前2年以内の教育訓練費の平均額}}$$

◆税額控除の計算例

前々期の教育訓練費	100万円	} 直前2年以内の平均額
前期の教育訓練費	80万円	
当期の教育訓練費	150万円	教育訓練費増加割合66%
当期の税額	1,000万円	$\left[\frac{150\text{万円} - 90\text{万円}}{90\text{万円}} \right]$

①原則 (150万円-90万円)×25%=15万円

②特例その1 (教育訓練費増加割合が40%以上のため) 150万円×20%=30万円

③いずれか多い金額 ①<② 従って②の30万円

④当期の税額との比較 1,000万円×10%=100万円>30万円

結論：当期の税額の10%以内なので30万円が税額控除(減税)されます。

◆教育訓練費の範囲

講師料・指導員料……社外の講師、指導員に支払う費用

教材料……研修用の教材購入費用等

外部施設使用料……研修を行うために使用する外部施設の借上料や利用料

研修参加費……セミナー等の受講費用、参加費用(ただし交通費は除く)

研修委託費……外部教育機関へ委託する費用

◆その他のポイント

①当期の教育訓練費が、直前2年間の平均額より増加している事が前提

②新設法人の場合は設立2期目から適用できる

③法人においては役員、個人においては事業主に対する教育訓練費は対象外

④人材教育支援の為の助成金等をもたらした場合は、その金額を教育訓練費からマイナスする

◆適用期限

・法人は平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度

・個人は平成18年分から平成20年分

■定率減税の引き下げについての説明

平成18年分から下記のように引き下げられます。

	現 行	改 正 後
所 得 税	所得税額×20%(最大25万円)	所得税額×10%(最大12.5万円)
個人住民税	住民税額×15%(最大4万円)	住民税額×7.5%(最大2万円)

これに伴い平成18年1月以降の源泉所得税の【月額表】が見直されます。給与計算の担当者は注意して下さい。

■給与支払報告書の提出範囲の拡大についての説明

給与支払報告書とは毎年、年末調整後に市区町村へ提出する「源泉徴収票」の事をいいます。今まで給与支払報告書の提出対象者は1月1日現在において前年から継続的に勤務している者でした。

しかし平成18年1月1日以後については、中途退職者でも給与支払額が30万円を超える者については提出対象者となりました。

これはいわゆるフリーター課税と言われるもので、フリーターは個人住民税が課税漏れになっていると指摘されている事に対する課税の強化です。

病医院は職員の入退社が比較的多い業種です。ですから平成18年分の年末調整後に提出する給与支払報告書にはご注意ください。

■国民年金に係る社会保険料控除について書類添付要件を追加

これも年末調整に関する改正です。毎年、年末調整の時に職員から「給与所得者の保険料控除申告書」を提出してもらいます。これは生命保険料控除額や損害保険料控除額を申告してもらう用紙ですが、職員個人で負担した国民健康保険や国民年金等の社会保険料がある場合も申告してもらっていました。

今までは生命保険料や損害保険料の控除には保険会社が発行する控除証明書が必要でしたが、国民年金については自己申告金額を書いてもらうのみでした。

しかし、平成17年分の年末調整から国民年金についても控除証明書が必要となります。かんじんの控除証明書は現在社会保険庁が毎年11月頃に送付できるよう対応を進めています。

税務調査の時にもし源泉所得税を見るときは、年末調整の書類についても確認する事があります。その時に控除証明書がないと社会保険料控除が認められない事になりかねず、もし認められない時は追徴税額が発生してしまいますのでご注意ください。

以上、中小病医院経営に関係すると思われる平成17年度税制改正の内容を4つ紹介しました。紹介した4つ以外にも中小病医院に関係する改正はたくさんありますが、ほとんどが適用期限の延長など（例えば医療機器等の特別償却制度の適用期限が2年間延長されました）ですので、紹介は省略させていただきます。

平成17年度税制改正を一言でいうとあまり法人税については変化のない改正と言えます。新聞紙上でもほとんど定率減税の見直しのみ取り上げられていると思います。

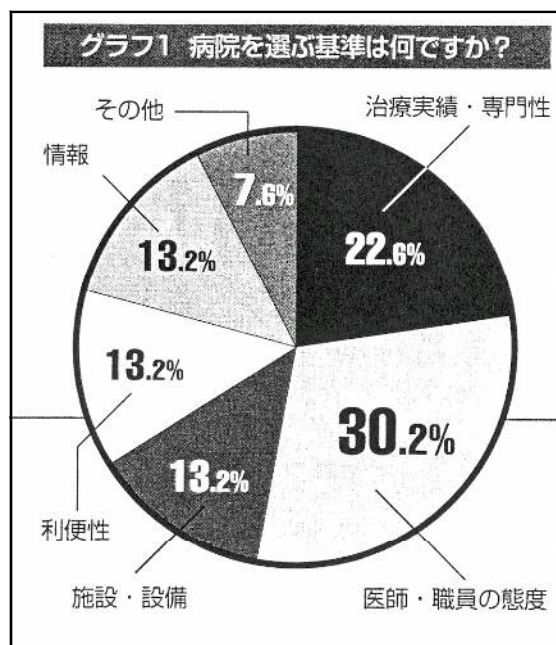
そんな平成17年度税制改正ですが、人材投資促進税制は積極的に活用して頂きたいと思えます。

職員教育は今後病医院経営にとって重要なポイントとなってきます。選ばれる病医院となるためには職員の一人一人の対応が大切だからです。

職員教育についても色々な教育がありますが、接遇教育は特に重要だと思います。

右グラフはフェイス・スリーとう医療経営誌が病院を選ぶ基準について行った患者アンケート結果ですが、「医師・職員の態度」が30.2%と一番多いのがわかります。

他のアンケート結果を見ても大体同じような結果になっている事を考えると、いかに接遇が重要かわかると思えます。



次ページに当事務所の顧問先様である(株)フィールドコムが行っている職員（接遇）研修セミナーの概要を紹介致しますので、ご興味がある方は当事務所又は(株)フィールドコムへご連絡下さい。

人材投資促進税制は平成17年4月1日から始まる事業年度から適用されます。ですので3月決算（5月申告）の法人であれば今年4月1日から支払った教育訓練費が、9月決算（11月申告）の法人であれば今年10月1日から支払った教育訓練費が、個人申告であれば平成18年1月から支払った教育訓練費が対象となるように、必ずしも平成17年4月1日以降に支払った教育訓練費とは限りません。

また人材投資促進税制は直前2年以内の教育訓練費より当期の教育訓練費が増加している事が前提条件ですから、もし税制改正を機会に職員教育に力を入れるのであれば、実施時期にご注意下さい。

実施時期に関する相談や、ご不明な点などありましたらいつでも当事務所へご連絡下さい。

平成17年5月9日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹

職員（接遇）研修セミナーのご案内

・講師プロフィール

氏名：吉野 美智（よしの みち）

略歴：学歴 1969年 日本大学法学部卒業

1972年 米国トリニティ・カレッジ卒業

1973年 YMC A秘書学科修了

職歴 1969年 (株)リコー入社（法務部・役員秘書・教育インストラクターを
歴任）

1981年 (株)リコー退社

現在 日本産業コンサルティングセンター理事（選任カウンセラー）

NTTソルコ専任講師

(株)キャリアクリエイティブ取締役

（コミュニケーションアカデミー講師）

(株)フィールドコム取締役

指導先 NTT、NTTデータ等NTTグループ、

中外製薬、集英社、東京電力、三菱電機、日立製作所、

東京歯科保険医協会、国民健康保険中央会 他多数

・セミナー内容

秘書研修、新人研修、中堅社員研修、顧客満足（CSマインド）研修 等

・研修費用

セミナー内容、講演時間等により異なりますのでご相談下さい。

・連絡先

株式会社フィールドコム

〒105-0004 東京都港区新橋3-16-2 太洋ビル4F

TEL 03-6402-2742 FAX 03-6402-2743